

第200回埼玉県都市計画審議会

平成19年2月6日午後1時30分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル 3階ゴールドルーム

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより第200回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料でございますが、事前にお配りしております「配付資料一覧表」、それから「委員名簿」、「議案概要一覧表」、「議案書」、「別添」、続いて「資料1」、「資料2」、それから「参考資料1」、「参考資料3」、「参考資料4」、以上が事前にお配りさせていただいております資料でございます。

本日お手元にお配りさせていただいておりますのが、まず「次第」、「座席表」、「参考資料2」、「その他案件資料」、そして「説明資料」、以上でございます。不足等がございましたらお申し出いただきたいと存じます。

なお、本会議は原則公開としておりますので、お配りいたしました資料のうち意見書の写しとなっております「参考資料1」及び「参考資料3」の個人情報に関する部分を黒塗りとさせていただいております。

ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。ただいま18名の委員の方に御出席を賜りました。したがって、本審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により土井会長に議長になっていただきまして、議事の進行をお願いしたいと思います。

土井会長、よろしくお願いいたします。

○議長（土井） 皆さん、こんにちは。ちょっと座らせていただきます。

会長を務めさせていただいております土井でございますが、御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。いつものように皆様の御協力により慎重かつ効率的に審議を進めたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それではまず、会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定により私から指名させていただきたいと存じます。細野委員さん、大山委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の高沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して着席させていただきます。

本審議会の公開、非公開の取り扱いについて御説明いたします。本審議会は、埼玉県都市計画審

議会の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができることとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは会議に諮り、出席した委員の過半数をもって会議の一部または全部を非公開とすることができることとなっております。

以上でございます。

○議長（土井） ただいま事務局から説明がございましたが、私としましては本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきたいと存じます。

傍聴者はおいでになるのでしょうか。入場していただきたいと思います。

〔傍聴者入場〕

○議長（土井） 議事に入ります前に、ただいま入場していただいた傍聴者の方々に注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りしました傍聴要領をよく読み、遵守していただきたいと存じます。傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきます。新聞記者の方がいらっしゃる場合は、ただいまより写真撮影などございましたら許可いたします。

それでは、ただいまより第200回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4753号「越谷都市計画道路の変更について」など都市計画法、土地区画整理法及び建築基準法に係る10議案とその他1議案の合わせて11議案について御審議をお願いするものでございます。また、報告事項といたしまして、「長期未整備都市計画道路の見直し作業について」が1件ございますので、よろしく願いいたします。

今テレビのカメラが入っておりますので、その旨御了解をいただきたいと思います。

それでは、議第4753号「越谷都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4753号「越谷都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

議案書は5ページから8ページ、図面は9ページでございます。恐れ入りますが、9ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと思います。図面に赤色で表示されております都市計画道路3・3・1越谷吉川線は、延長約8,640m、幅員25m、越谷市の国道4号バイパスから吉川市の中心部を結ぶ東西方向の主要幹線道路でございます。本路線は、県道越谷流山線のバイパスとして埼玉県で整備に着手し、一部供用しているところでございます。現道の県道越谷流山線の1級河川中川にかかる吉川橋は、老朽化が進み、架け替えの対

応が急務となっております。本案は、この吉川橋の架け替えに伴う区間につきまして変更するものでございます。

恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。変更内容は、橋梁構造の見直しに伴いまして、幅員変更を行うため、一部区域を変更するものでございます。また、中川の吉川市側、橋梁取り付け部におきまして、沿道の交通機能を確保するための副道を設置いたします。これに併せまして、車線数を4とするものでございます。

本案につきましては、平成18年10月24日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、越谷市、吉川市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして御意見、御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4753号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議第4754号「蓮田都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 議第4754号「蓮田都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

議案書は11ページから14ページ、図面は15ページでございます。恐れ入りますが、15ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面に赤色で表示されております都市計画道路3・4・15蓮田駅東口黒浜線は、蓮田駅東口と県道蓮田杉戸線を結ぶ延長約1,930mの東西方向の幹線道路でございます。本路線は、県道蓮田杉戸線のバイパスとして蓮田駅東口から1級河川元荒川を横断し、市街化調整区域境までの区間におきまして既に供用いたしておるところでございます。今回の変更は、区域境から東側に向かって延長570mの未整備区間につきまして、幅員を12mから14mに拡幅変更するものでございます。

恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。赤い色で表示されている部分が幅員の拡幅変更に伴い区域を拡大する部分でございます。変更内容は、当該路線の終点方向に小学校、中学校などがあることなどから、利用者が多く見込まれるため、現在の歩道幅員を両側1mずつ拡幅し、2.5mから3.5mに変更するものでございます。また、円滑な自動車交通を確保するため、終点部におきまして、県道蓮田杉戸線との交差部分の線形を変更するため、延長を約40m延ばすものでございます。これに併せまして、車線数を2と定めるものでございます。

本案につきましては、平成18年11月24日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出は

ございませんでした。また、蓮田市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほど
お願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御質問、御意見がございましたら御発言いただきたい
と思います。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、特に御意見もないようですので、4754号の議案について採決をいたしま
す。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4755号「所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業の変更について」を議題に供しま
す。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の松本でございます。よろしく願いいたします。着席
して説明させていただきます。

議第4755号「所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業の変更について」御説明申し上げます。
議案書は17ページ、図面は計画図が21ページ、詳細図が23ページでございます。本案件は、所沢都
市計画第二上新井土地区画整理事業の施行区域を縮小変更するものでございます。

前方のスクリーンを御覧ください。本事業の概要とこれまでの経緯について御説明申し上げます。
本区域は、西武池袋線の所沢駅から北西約2.5kmに位置し、西武池袋線を挟んで小手指駅の東側に
位置するピンクで示した面積約61.4haの区域でございます。本事業は、住宅地を供給するとともに
道路、公園等の公共施設を計画的に配置し、良好な市街地を整備するため、昭和53年から土地区画
整理事業の事業化に取り組み、昭和57年に民間開発をされましたエリアを除き、黄色で着色しまし
た面積約61.4haの区域について土地区画整理事業の都市計画決定をいたしました。

引き続き、都市計画決定後、事業化に向けて地元調整を進めてまいりましたが、その後も黄色で
着色した部分は民間開発等により宅地化が進行してしまいました。このため、所沢市ではこれらの
宅地化された区域の方々と事業化に向けた調整を鋭意続けてまいりましたが、なかなか事業に対す
る御理解と御協力が得られない状況にありました。こうした中、事業を推進する方々から事業の早
期実施の要請もあり、市といたしましてはやむを得ず都市計画決定から7年経った平成元年に赤で
着色した約45.6haについて土地区画整理事業に着手いたしました。現在事業はおおむね完了してご
ざいます。

一方、黄色で着色された約15.8haの現在の状況でございますが、開発行為等によりほぼ宅地化さ
れております。また、上下水道の整備も完了しております。さらに、周辺において土地区画整理事

業による道路整備が実施されましたことから、区画整理事業地区と同等の基盤整備状況となっております。

一例をスクリーンで御説明いたします。場所は、青丸で示したところです。拡大いたしますと、図のようになっております。所沢市では、土地区画整理事業と極力整合を図るよう行政指導を行ってまいりました。その結果、民間開発等により整備された道路と土地区画整理事業によって整備された道路が赤丸で示した7カ所において接続されております。

以上のことから、土地区画整理事業のおおむねの完了に併せまして、黄色で着色いたしました約15.8haの地区を土地区画整理事業区域から除外しようとするものでございます。本案につきまして、平成18年11月2日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、所沢市の都市計画審議会においても賛成の意見であり、所沢市から知事あてに賛成の回答を得ております。

以上、所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業の変更について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） 都市計画事業の区域の変更ですね。

ただいまの御説明に関して御質問や御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 特に御意見はございませんようですので、議第4755号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4756号「深谷都市計画及び寄居都市計画下水道の変更について」を議題に供します。幹事から議案の説明を願います。

○幹事（下水道課長） 下水道課長の山木でございます。座って説明させていただきます。

次に、議第4756号「深谷都市計画及び寄居都市計画下水道の変更について」御説明いたします。議案書は25ページから29ページ、図面は31ページから33ページでございます。本件は、荒川上流流域下水道の変更でございます。変更の内容は、中継ポンプ場及び下水管渠の追加でございます。

議案書33ページを御覧ください。併せて前面のスクリーンを御覧ください。荒川上流流域下水道につきましては、昭和61年1月に都市計画決定され、平成4年4月に旧川本町、旧花園町、寄居町を流域関連市町として供用開始されました。現在、荒川上流幹線で送られた汚水を荒川上流終末処理場にて処理しております。寄居町第2処理分区の汚水につきましては、寄居町公共下水道により荒川左岸側にある既存の荒川上流幹線に接続する計画となっております。しかし、今般、寄居第2処理分区の寄居町大字富田地内において民間による大規模開発が計画され、当初想定していた以

上の汚水量が発生する見込みとなりました。このため、工期及び技術的な面を考慮し、県流域下水道として中継ポンプ場及びポンプ場から荒川上流幹線までの管渠整備を実施するため、寄居中継ポンプ場及び寄居幹線について都市計画決定するものです。

本件につきましては、計画書の縦覧を平成19年1月9日から2週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町の意見も賛成との回答をいただいております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関しまして、御質問や御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） これは、議案が深谷都市計画及び寄居都市計画下水道となっておりますが、深谷都市計画にも関わる・・・寄居のところだけではないのですか。

○幹事（下水道課長） そうです。

○議長（土井） 両方の変更というか。

○幹事（下水道課長） ちょうど寄居幹線が荒川上流幹線に接続するところがあるのですが、そのところが深谷市、旧花園町になっておりまして、幹線が通ることです。

○議長（土井） 大規模開発というのは。

○幹事（下水道課長） ホンダの工場です。ちょうど小川町と寄居町の境にあるところ、ホンダの工場ということです。

○議長（土井） 左側の少し青い工業地域、あれはどうなっているのですか。

○幹事（下水道課長） あれは、いわゆる資源循環センターとか、そういうことで、自分のところで処理されているという形です。

○議長（土井） わかりました。

御質問や御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、ないようですので、議第4756号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4757号「鳩ヶ谷都市計画都市再開発方針の決定について」を議題に供します。

幹事から議案の説明を願います。

○幹事（市街地整備課長） 議第4757号「鳩ヶ谷都市計画都市再開発方針の決定について」御説明申し上げます。

これは、埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は35ページから41ページ、図面は43ページから45ページでございます。初めに、議案に先立ちまして都市再開発の方針の概要について御説

明申し上げます。お手元の「参考資料4」を御覧いただきたいと存じます。併せまして、スクリーンの方に都市再開発方針の概要を出しましたので、御覧いただきたいと存じます。都市計画の体系図でございますが、都市再開発の方針は当該都市計画区域において都市再開発法第2条の3の規定に基づき再開発を効果的、計画的に推進することを目的として定めるものでございます。

具体的には、まず1といたしまして、都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標並びに高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定めること、次に2といたしまして、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を再開発促進地区と定め、また当該地区の整備または開発の計画の概要を定めるものでございます。

なお、1と2を定めるのは本県ではさいたま市と川口市のみでございまして、その他の市や町では2の再開発促進地区と当該地区の整備または開発の計画の概要だけを定めれば足りることになっております。また、再開発促進地区には至らないものの、地元自治体の魅力あるまちづくりを進めるための地区として検討整備地区を任意に定めることができます。

なお、ここでいう再開発とは、市街地再開発事業だけでなく、土地区画整理事業や地区計画など広い意味でのまちづくり制度を含んでおります。また、再開発促進地区に定められた場合、市街地再開発事業の国庫補助金を受けやすくなる、税制上の特例措置が適用されるといったメリットがございしますが、事業の決定ではございませんので、地区内の土地や建物の権利を規制するものではございません。

スクリーンを御覧ください。埼玉県のリ再開発方針の策定状況でございます。オレンジ色の部分が市街化区域を持った都市計画区域を示しております。県内には全部で41都市計画区域がございしますが、このうち青色で示した区域は既に再開発方針を策定してございまして、全部で11都市計画区域でございまして。今回3件の再開発方針を提出させていただいているところでございまして。

それでは、鳩ヶ谷都市計画都市再開発方針の決定について御説明申し上げます。議案書43ページとスクリーンを御覧ください。図面向かって左側が北を示しております。鳩ヶ谷市は、日光御成街道の宿場町として発展してまいりましたが、平成13年に国道122号の下に地下鉄7号線が開通し、市内に鳩ヶ谷駅と南鳩ヶ谷駅が新設されました。このため、駅周辺の土地利用を促進し、商業業務、住宅等を計画的に誘導する必要性が生じたので、鳩ヶ谷駅周辺地区を再開発促進地区として位置づけるとともに、南鳩ヶ谷駅周辺の整備状況を見据えながら、今後は再開発促進地区に変更していく検討整備地区として位置づけております。

それでは、再開発促進地区であります鳩ヶ谷駅周辺地区について御説明いたします。議案書45ページとスクリーンを御覧ください。上が北でございまして。スクリーンの青いハッチで塗られたエリアが鳩ヶ谷駅周辺地区でございまして。地区面積は約8.1haでございまして。図面の左側にございまして鳩ヶ谷駅西口では、市施行の土地区画整理事業により基盤整備を進めております。この地区では、併せて地区計画等を活用し、商業業務機能の誘導を図るとともに、中高層住宅等の整備を進めてま

いります。また、川口市のスキップシティへのアクセス拠点として交通結節機能の強化を図ってまいります。

駅東口は、駅前広場は完成しているものの、駅前でありながら既存の住宅地が多く残っているエリアですので、近隣商業地域にふさわしい都市居住機能を持った市街地へと再編を目指すものでございます。また、既存の商業地域と連携した新たなにぎわい拠点としての土地利用を図ってまいります。西口、東口とも地区計画を活用して民間事業を適正に誘導し、商業集積や施設整備を図り、まちの顔となる景観の形成を図ってまいります。

以上が鳩ヶ谷都市計画都市再開発方針の決定の御説明でございます。本案につきましては、平成18年11月15日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、3通3名の方から意見書の提出がございました。意見書の写しは、「参考資料1」としてお手元に配付してございます。また、この意見書の要旨を「資料1」にまとめてございます。

それでは、この意見書の要旨の順番に沿って、これらの意見に対する県及び市の考え方を御説明いたします。「資料1」の方でございます。まず、意見書の御意見でございますが、1、都市計画道路鳩ヶ谷駅東口駅前通り線の開発には次のような問題があるため、事業の見直しをしていただきたい。①、本町商店街や行政を中心とした考え方による都市計画決定で、市民不在である。②、費用便益の点から問題があり、市が評価している整備効果、まちづくり支援、防災機能の向上、駅へのアクセス向上の妥当性はない。③、市の環境配慮制度で定める樹木の保存等についても、今までの行政の方針からすると机上の空論になるだろう。④、現状の道路を生かした方法もあるとの都市計画道路に関する御意見でございます。都市計画道路鳩ヶ谷駅東口駅前通り線は、地下鉄7号線の計画に併せて鳩ヶ谷駅周辺の交通アクセスをよくするため、平成6年に都市計画決定されたものでございます。

次に、2、少子高齢化社会では、自動車優先ではなく、人に優しい道路を計画すべきであるとのやはり道路に関する御意見でございます。今後道路等の事業実施など、作成に当たっては十分配慮されていくものと考えております。

次に、3、鳩ヶ谷市等の県南市町村は将来を考えた潤いのあるまちづくりの計画を推進してほしいとの御意見でございます。この御意見につきましても、今後まちづくりを進める上で十分配慮されていくものと考えております。

続きまして、意見書の御意見でございますが、1、人口減少時代に向けた政策の基本となるべき縮減政策、インフラ抑制を考慮した記述がないので、根本的な考えを改めてほしい。①、市街化進行地域はスプロールが進行している。地区計画については、もっと早い時期に打ち出すべきである。②、既成市街地については、時間をかけて住民との相互理解のもと、商業機能の再編を図るべきである。③、未利用地や農地は公園、緑地として整備し、極力残すべきであるとの御意見でございます。再開発方針は、まちづくりの方針と概要を示したものです。今後まちづくり方針を実現す

るためには、事業を実施するだけでなく、地区計画など規制誘導手法も活用してまちづくりを進めてまいります。

次に、2、まちづくりについて市と市民の間で討議されていない。今回の方針は、商業集積を急ぐ勇み足である。各種規制、制限の中で環境形成が図られていくべきであるとの御意見でございます。鳩ヶ谷市の総合振興計画及び都市計画マスタープランでは、鳩ヶ谷駅周辺は、まちの顔として魅力を高めるため、商業集積の誘導や施設整備などを図ると位置づけられております。また、1と同様、今後この方針実現のために、事業実施だけでなく、地区計画など規制誘導手法を活用してまちづくりを進めてまいります。

次に、3、車優先の都市計画道路鳩ヶ谷駅東口駅前通りの計画は中止または縮小が望ましい。徒歩や自転車を使用するスモールタウンの構想が今後のまちづくりに必要であるとの道路に関する御意見でございます。この意見につきましても、意見書 の1と同様、都市計画道路鳩ヶ谷駅東口駅前通りは既に都市計画決定されております。

続きまして、意見書 の御意見でございますが、1、鳩ヶ谷駅の東西口は、東口の安行の植木、西口のスキップシティへのアクセスを考慮し、それぞれ異なるビジョンのまちづくりが必要であるとの御意見でございます。この御意見につきましては、再開発方針の概要に記載されております。

次に、2、まちの顔として魅力を高めるためには、商業集積の誘導や施設整備ではないと思っている。そのようにするのであれば、地元商業者や関係者との議論をしっかりと行うことが必要であるとの御意見でございます。商業集積の誘導や施設整備という目標は、鳩ヶ谷市総合振興計画や都市計画マスタープランに位置づけられており、市民との議論を踏まえた計画となっております。

次に、3、南鳩ヶ谷駅周辺も関係者と十分に議論することを望むとの御意見でございます。南鳩ヶ谷駅周辺は、検討整備地区でございますので、今後再開発促進地区として位置づける際には関係者と十分議論してまいります。

以上が意見書の要旨とそれに対する県と市の考え方でございます。なお、3名の方は今回定める促進地区あるいは検討地区の外にお住まいの方でございます。鳩ヶ谷市では、再開発方針の本意が住民の皆様に御理解いただけるよう努力してまいります。また、方針の実現に向け、地区計画などの規制誘導に当たりましても、関係者の御意見、御要望を十分お聞きし、合意形成に努めてまいります。なお、都市計画案につきましては、鳩ヶ谷市都市計画審議会において承認され、鳩ヶ谷市から知事あて賛成の回答を得ております。

以上、鳩ヶ谷都市計画都市再開発方針の決定について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4757号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4758号「越谷都市計画都市再開発方針の決定について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 議第4758号「越谷都市計画都市再開発方針の決定について」御説明申し上げます。

これは、埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は47ページから54ページ、図面は55ページから57ページでございます。議案書55ページとスクリーンを御覧ください。図面に向かって左側が北でございます。越谷市は、東武伊勢崎線の越谷駅を中心に越谷駅周辺地区を再開発促進地区として位置づけようとするものでございます。併せまして、北越谷駅周辺を検討整備地区として位置づけてございます。

それでは、再開発促進地区でございます越谷駅周辺地区について御説明申し上げます。議案書57ページとスクリーンを御覧ください。スクリーンの青いハッチで塗られましたエリアが越谷駅周辺地区でございます。地区面積は約8.2haでございます。この地区は、商業業務、行政などの都市機能が集積する越谷の顔にふさわしい魅力ある都市空間の形成を目標としております。図面左の越谷駅の東側では、越谷駅東口第1種市街地再開発事業が都市計画決定されております。この事業により防災性の向上を図るとともに、にぎわいと魅力ある商業業務施設の整備を行ってまいります。駅西口では、越谷駅西口土地区画整理事業により基盤整備を行いました。今後は、地区計画を活用し、良好な都市空間や住環境等の保全に努めてまいります。

以上が越谷都市計画都市再開発方針の決定の御説明でございます。本案につきまして、平成18年11月15日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、都市計画面案につきましては、越谷市都市計画審議会において承認され、越谷市から知事あてに賛成の回答を得ております。

以上、越谷都市計画都市再開発方針の決定について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ないようでございますので、4758号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4759号「蓮田都市計画都市再開発方針の決定について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 続きまして、議第4759号「蓮田都市計画都市再開発方針の決定について」御説明申し上げます。

これは、埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は59ページから66ページ、図面は67ページから71ページでございます。議案書67ページとスクリーンを御覧ください。蓮田市のJR蓮田駅西口周辺は、駅前広場などの都市基盤が未整備であるとともに、狭隘な道路が多く、木造住宅が密集しているため、防災上危険な状況にあります。また、商業の空洞化も進んでおります。駅東口周辺は、住宅都市整備公団、現在の都市再生機構が分譲した中層住宅が集積していますが、昭和56年以前の建築であり、更新時期を迎えております。このことから、蓮田市の南部に位置するJR宇都宮線蓮田駅周辺を西口と東口に分け、それぞれ再開発促進地区として位置づけております。

それでは、蓮田駅西口周辺地区から御説明いたします。議案書69ページとスクリーンを御覧ください。スクリーンで赤くハッチがかかっているエリアが蓮田駅西口周辺地区でございます。地区面積は約16haでございます。地区には都市計画道路蓮田駅西口通り線がございます。また、蓮田駅西口第1種市街地再開発事業が都市計画決定されております。この地区は、再開発事業の促進を図り、公共公益施設、商業業務施設等から成る複合施設の整備を行うとともに、地区計画等を導入し、老朽木造家屋の建て替えや不燃化等を進め、防災性の向上を図ってまいります。

次に、議案書71ページとスクリーンを御覧ください。スクリーンで赤くハッチがかかっているエリアが蓮田駅東口周辺地区でございます。地区面積は約15haです。当地区は、昭和55年に建設された蓮田駅駅前団地の建て替えを促進するとともに、地区計画により一層の商業業務機能の集積を誘導していく地区でございます。

以上が蓮田都市計画都市再開発方針の決定の御説明でございます。本案につきまして、平成18年11月15日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、都市計画面案につきましては、蓮田市都市計画審議会において承認され、蓮田市から知事あてに賛成の回答を得ております。

以上、蓮田都市計画都市再開発方針の決定について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、特にないようですので、議第4759号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4760号「埼玉県景観計画（素案）について」を議題に供します。

幹事から議案の説明を願います。

○幹事（県土づくり企画室長） 県土づくり企画室長の大石でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議第4760号「埼玉県景観計画（素案）について」、お手元の議案書73ページから74ページ及び「参考資料2」に基づきまして御説明申し上げます。なお、「別添」となっております資料が埼玉県景観計画素案でございます。

議案書の74ページをお開きください。併せてスクリーンを御覧ください。景観計画の策定につきましては、景観法の規定に基づきまして、都市計画審議会の意見をお聞きすることになっております。県では、景観法の施行を受け、平成18年3月に景観アクションプランを策定し、景観づくりのビジョンと行動計画を示しております。このプランに基づきまして、景観計画の策定と既存の景観条例を全面改正し、強化・拡充したいと考えております。景観計画は、景観法に基づく諸制度を実施するために必要となるもので、また景観条例の改正は景観計画に定める届け出対象行為の義務化と措置のために必要となるものでございます。なお、景観計画は景観条例の改正と表裏一体のものでありますので、条例も含めた形で御説明いたします。

景観計画並びに景観条例において、主な特徴は3点ございます。まず、1点目は建築物等の届け出制度の拡充でございます。届け出対象区域を拡大するとともに、勧告及び公表制度へと強化し、さらに圏央道沿線では物件の堆積等も対象とするなど拡充しております。この点につきましては、「参考資料2」に基づきまして、後ほど御説明させていただきます。

次に、2点目でございますが、歴史的建造物等の保全施策を新設いたします。これは、例えば川越の蔵づくりの建物のような歴史や文化的価値の高い建物などを景観重要建造物として指定し、保全する制度でございます。

特徴の3点目でございますが、県は市町村が景観行政団体となるよう支援していくということでございます。この景観行政団体とは、景観法で定義されておりました、自ら景観行政を担う自治体のことでございます。都道府県のほか、政令市、中核市は自動的になりますが、それ以外は知事の同意を得た市町村がなることができます。地域の個性、特性を生かした景観形成は市町村の役割が大きいと考えておりますことから、市町村が景観行政団体となることを積極的に支援してまいります。

続きまして、特徴1についてももう少し御説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の「参考資料2」をお願いいたします。1枚めくっていただきまして、A3横長の資料をお開きください。併せてスクリーンを御覧ください。中ほどにございます表の上段、現行条例の景観誘導を御覧ください。現行の条例では、届け出対象区域を駅前など主として中心市街地に限定しております、県土に占める割合は5.6%となっております。この区域内でマンションや商業ビルなど高さ15mを超

えるもの、または建築面積が1,000㎡を超える建築物等の外壁の色彩などにつきまして、指導・助言による景観誘導を行っております。この制度を強化・拡充し、届け出対象区域を全県に拡大したいと考えております。

その図が上段の区分図でございます。白色を除いた区域が対象となりまして、対象区域を薄い青色と濃い青色に分けております。右側の模式図を御覧ください。薄い青色の全域と濃い青色のうち用途地域のあるところを の一般課題対応地域としております。また、濃い青色の区域で用途地域のないところを の特定課題対応地域としておりまして、圏央道沿線が対象でございます。また、白色の区域は、市町村が景観行政団体として今後計画と条例を策定し、主体的に取り組むことになっておりますので、県の計画からは除いております。

次に、表の下段、強化、拡充後の景観誘導を御覧ください。 の一般課題対応地域でございますが、届け出対象行為は現行条例の対象行為を引き継いでおります。行為の制限につきましては、三つの地域ごとの色彩基準を定め、指導・助言という協議により誘導を行ってまいります。必要に応じて勧告及び変更命令を行うことができる制度としております。

の特定課題対応地域では、表にありますように、 の地域より届け出対象行為の規模を引き下げるとともに、資材置き場などの物件の堆積についても届け出の対象としております。行為の制限につきましては、建築物の色彩などの誘導は と同様としております。また、物件の堆積では高さを3m以下に抑えることなどを勧告できることとしております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。併せてスクリーンを御覧ください。景観形成における誘導の流れとして、景観の配慮事項を定めたいと考えております。配慮事項の一つ目は、遠景、広域景観の中でのあり方でございます。都市や田園、山地、丘陵など地域の広域的な景観特性を踏まえ、建築物等が与える景観的な影響に配慮していただきます。

二つ目は、近景、周辺景観の中でのあり方でございます。周辺の街並みや自然環境などを考慮し、外観の素材や色彩、建築物の高さや形態等を周辺景観と調和するよう配慮していただきます。

三つ目は、建築物等のデザインについてでございます。建築物等の外観の色彩や屋上設備等のデザイン等について、個別の敷地レベルで配慮していただきます。

以上の三つの配慮事項について協議をした上で、必要がある場合には、4の建築物、工作物の外観の色彩について勧告、公表、変更命令ができることとしております。また、5の物件の堆積の高さ、遮蔽、遮蔽物の色彩については勧告、公表ができることとしております。

続きまして、少し飛びますが、4ページをお開きください。併せてスクリーンを御覧ください。建築物等の外観の色彩の誘導イメージでございます。この例1は、建築物の外観の色相、色合いを左の赤紫系から右の茶色系の落ちついた色相に誘導した例でございます。スクリーンの下側でございますが、赤紫色から黄土色に誘導しております。

次に、例2は同じ色相、色合いのまま彩度、鮮やかさを抑えるように誘導した例でございます。

スクリーンの下側でございますが、黄色の彩度を12から3へ誘導しております。

次に、例の3、店舗等のイメージカラーなどの派手な色を小さな面積で使うように誘導した例でございます。スクリーンの下でございますが、紫色の派手な色の面積を小さく使うように誘導しております。実際に現場におきましては、これらの例の組み合わせになると思いますが、周辺景観と調和するよう誘導していくことになるかと考えております。

続きまして、5ページをお開きください。併せてスクリーンを御覧ください。圏央道沿線地域における物件の堆積についての誘導イメージでございます。基準は、堆積の高さが3mを超えるとときに右側の例のように低く誘導する例でございます。基準は、遮蔽物がなく、または不十分で周囲から堆積物が見えるとき、右側のように誘導する例でございます。基準は、遮蔽物の色彩が派手な色の場合、右側のように誘導する例でございます。

最後になりますが、今後は本日の御意見などを踏まえ、年度内に案を取りまとめる予定でございます。その後、景観条例の改正案につきましては、平成19年度6月議会にお諮りする予定でございます。条例改正後、速やかに景観計画を策定し、平成20年4月、景観計画と景観条例をあわせ施行する予定でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして御質問や御意見ございませんでしょうか。

宮崎委員。

○宮崎委員 埼玉県景観計画ということで、こういったことは大変すばらしいことだと思います。是非お進めいただきたいことの一つなのですが、これは比較的昼間の県民、あるいは埼玉県に入ってきたときのある程度の基準をつくってほしい。美しい街並みをつくってほしいということで、昼間を視野に入れる点ではよくわかるのですが、実は私の耳に届いていることで、埼玉県内にも何カ所か、県北あるいは県南のところにもあるのですが、夜のサーチライトなのです。サーチライトを夜空に向けてランダムに、事業所によっては2本とか、何本か夜空に向けて、遠く何キロ手前から、あれは何だろうということで御覧いただいている方もいらっしゃると思うのですが、声の届いている人の中では、非常に気分がよくないとか、不気味だとか、安心できないとか、いいとする声はなかなか耳元に届いてこないで、あんなものはない方がいいのではないかなという声は非常に多く聞こえてくるのです。何屋さんが営業目的でやっているのかなとちょっと調べてみたら、おおむねパチンコ店であるとか、あるいはホテル業を営む者などが主なようで、特定名は避けませんが、現場へ行って、その発信基地なるもの、パチンコ店の屋上にあつたのですが、そこへ行きましたら、相当なエネルギーを使って、パワーがすごいもので、熱源を発するもので、その熱源を冷やす装置までつけていると。聞くところによると、大変高価なものであるということで、そういったことで目につこうという企業の一つの考えだと思うのですが、そこへ居住している者たちとか、あるいは周りから見た者が今申し上げたようなことで、好意的に思っている市民、県民は多くないだ

ろうということが私どもの方で声として届いているので、せっかくこういった昼間の情景を埼玉県の中で届けていこうと、統一性を持っていこうという考えの景観の計画ですので、まだまだ時間はあるようですから、そのところをよくお含みいただいて、そういったものが環境にいいものなのかということだとか、県で進めている環境問題について、これは逆行するものだろうと。あるいは、夜に市民が安心して眠りにつくときに、夜10時、11時まで夜空を照らしていいものかどうか。いろんなことをクリアして今現在あると思うのですが、せっかくこういったことで、昼間の情景、県民のいい条例をつくっていこう、計画をつくっていこうということですから、夜空の確保、これは調べたところによると、都道府県によって都道府県条例でサーチライトを禁止しているところ、それから市町村によって禁止しているところも資料として出してもらったところありましたので、埼玉県のまちづくりの一環の中で広くとらえていただくためには、こういったところのとらえ方もしていただいて、県民が安心して暮らしていく上で夜の景観というのも必要ですから、昼間ばかりにスポットライトを当てることなく、夜のそういったところもお酌み取りいただいて、サーチライトだけではないと思いますが、広く専門的な立場から資料を集めていただきまして、埼玉県でできることはどういうことかなというところでぜひ研究の上、またこの資料の中に入れていただいて、計画をひとつ広めていただければと思ひまして、意見なのですが、いかがでしょうか。

○幹事（県土づくり企画室長） 貴重な御意見をいただきました。現在の景観計画の素案につきましては、今、委員御指摘のところについては入っておりませんが、この素案につきまして内部でもんでいるところなのですけれども、例えばネオンサインの電飾もありますので、そういったものとか、今お話があったサーチライト、こういった夜間の照明についても、配慮をしてもらう項目を入れるよう検討をしていきたいと思っております。貴重な御意見ですので、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（土井） 立石委員。

○立石委員 川口市でも景観計画の策定に向けて進めているところなのですが、今日も午前中ちょっと特別委員会等があって、話が出たのですけれども、最近コンテナボックス等が市内でも、また県内でも随所にあるのですけれども、そういったものを構造物として認めるのかどうかというような点、そのコンテナボックス自体が少し景観を阻害している部分があるのではないかというような意見が出ましたので、その点についても何か御議論していただきたいなということで、要望を申し上げます。

それと、堆積物の関係なのですけれども、勧告して、その旨公表するということなのですけれども、こういったものに対して勧告して、従ってくれる方がいればいいのですけれども、なかなか従っていただけなくて、そのまま、公表しても変化がないというようなことが多いのではないかなと。例えば罰則等を設けるとか、そういったことを検討すべきなのかどうか、そこら辺についてもよく御検討いただきたいなというふうに思ひます。

○幹事（県土づくり企画室長） 2点ほど御質問いただきました。コンテナボックスの件につきましては、堆積の中の一端という取り扱いで、例えば高さ3m以上であれば是正するようお願いしたい、このように指導していきたいと思っております。コンテナボックスでも、色彩が非常にけばけばしいものとか、そういうのもあるかもわかりませんので、そういったものは、今の制度で考えているのは、勧告まではちょっと規模基準がいかないの、指導、助言で終わるかもわかりませんが、そういうことで今考えております。

それから、堆積については、今、御質問のとおり、勧告で従わない場合には公表というところまでが今の素案でございます、一步踏み込んだ、例えば変更命令までは現在考えていないのですけれども、今回の堆積物につきまして考えているのは、圏央道沿線のいわゆる市街化調整区域、用途地域のないところでございますけれども、そういったところに計画的な開発と一緒に乱開発と申しますか、非常によろしくないものが来ることをできるだけいい方向に導いていこうという趣旨でございますので、その次のレベルまで厳しくできるかどうかというのはもう少し勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（土井） 斎藤委員。

○斎藤委員 屋外広告物というのは、屋外広告物の条例の方でやっていくということでしょうか。

○幹事（県土づくり企画室長） 皆様にお配りした「別添」の景観計画素案の7ページをお開きいただきたいと思ひます。景観計画素案、別添の資料の7ページ、第6というところで、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項というところで、今御質問のとおり、結論から言ひますと、屋外広告物条例でやります。ただ、屋外広告物条例は昭和50年の条例でございます、現在の景観条例も平成元年と非常に古うございますので、景観条例は今回全面改正でございますが、ここの3行目、そこで第3、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、面積、色彩、その他の表示の基準を適切に見直し、埼玉県屋外広告物条例により規制を行うということで、趣旨としてはほかの条例もこの景観計画の趣旨にのっとりて見直しを行っていくということで、整合を図った運用をしていきたい、こういうことでございます。

○議長（土井） 塩野委員。

○塩野委員 1点だけ質問させていただきますが、圏央道の周辺の沿線地域について、「参考資料2」の図にある水色っぽい部分、ここが当てはまるのだらうと思ひますが、鶴ヶ島ジャンクションの南側のもう既に開通している沿線の地域というのが含まれるのかどうかお伺ひします。

○幹事（県土づくり企画室長） 「参考資料2」の見開きのところのA3横長の区分図の図面ですが、現在実施しているのは鶴ヶ島ジャンクションから点線で、圏央道が開通する方を今回の対象としております。南とか西側の方は、かなり早い時期に開通してしまひて、かなり落ちついております。そこで、いわゆる開発圧力が今回鶴ヶ島市以東が高いということで、今回については青色の区域としております。ただ、鶴ヶ島市以東と申しますと、鶴ヶ島市と坂戸市はその以東の中に入りますの

で、そういったところについては対応しております。

○塩野委員 特にそれで問題は発生しないと。

○幹事（県土づくり企画室長） はい。今のところ市町ともいろいろ協議させていただいてはいますけれども、特にそういったことについてはないということです。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、4760号議案について皆様の御意見がいろいろ出ましたので、都市計画審議会としてこれをどういうふうに反映していただくかということがございます。今出された意見の中で、一つは夜間における景観配慮、サーチライトとかネオンサインとかありますね。その点について、もう少し検討を深めてほしいということです。2番目の意見としては、コンテナボックスなどの野積みの堆積物の取り扱いについて、さらに検討を深めてほしいと、そういうことですかね。そういうことで、御異議がないようでしたら、今の2点を都市計画審議会の意見としたいと思いません。よろしくお取り扱いください。

それでは、埼玉県景観計画素案については、今の二つの意見を添えて了承するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、そういうことにさせていただきます、次に移りたいと思います。

議第4761号「本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築指導課長） 建築指導課長の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

それでは、議第4761号「本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は75ページから76ページ、図面は77ページから79ページでございます。本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。内容といたしましては、本庄市新井字川原812番1、812番2の土地に、主に工事現場から発生する廃プラスチック類、木くず及び瓦れき類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

77ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。申請地は、図面中ほどにございます赤く塗りつぶしたところでございます。ミニ工業団地として造成された本庄利根工業団地に近接しております。また、図面左側から右斜め下に紫色に塗ってありますのが国道17号線でございます。区域といたしましては、市街化調整区域でございますが、申請地周辺は工場や広域組合のし尿処理施設が立地しており、市の総合振興計画基本構想において工業ゾーンの位置づけが

なされております。敷地面積は6,052.92㎡でございます。

次に、79ページの図面を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請地で、緑色で塗られている部分が緑地となっております。また、青色で囲われている部分が建築物でございまして、黄色で塗られている部分が破砕施設でございます。また、施設につきましては、飛散防止などの環境対策として、新たに建築する建て屋の中に入れる計画となっております。

なお、許可の対象となる破砕施設は4基ありまして、図面左側の破砕施設は廃プラスチック類、木くずまたは瓦れき類を破砕するものでございます。の破砕施設は、廃プラスチック類または木くずを破砕するものでございます。及びの破砕施設は、木くずを破砕するものでございます。処理能力に関しましては、図面左下に示している数値のとおりでございます。

本計画につきましては、本庄市に都市計画上の意見を求めたところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」を所管する県環境部からも計画について「廃掃法」上支障ない旨の回答を得ているところでございます。以上により、私どもといたしましては、敷地の位置につきまして都市計画上支障ないものと考えております。この敷地の位置について、都市計画上支障がないか御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御質問や御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ないようでございますので、第4761号議案について採決をいたします。

本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることにいたします。

続きまして、前回の継続審議案件でございます議第4748号「桶川都市計画道路の変更について」を議題に供します。

この議案につきましては前回で審議は終了しておりまして、県の正式見解が残されておりますことで継続審議となったものでございます。したがって、本日は県の見解をお聞きした後に採決に入りたいと思いますので、委員の皆さん方、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、幹事から説明を願います。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の田中でございます。前回の御審議の中では説明が不十分で申し訳ございませんでした。

それでは、都市計画道路の都市計画の変更前に道路工事を先行したことに對します県の考え方を

申し上げます。都市計画法の趣旨からしますと、都市計画道路を整備する際は都市計画の手続を先に行うことが基本であると考えております。しかし、この都市計画道路の現道であります県道川越栗橋線は主要な幹線道路でございます、自動車交通量が多く、交通事故も多く発生している路線でございます。また、現道には歩道が整備されておらず、そのため、歩行者、自転車の安全の確保など、交通安全のため、都市計画道路滝の宮線の早期完成が求められております。都市計画の変更前に工事に着手しましたことにつきましては、配慮が足りなかったと考えております。今後都市計画の手続につきましては、スピードアップして進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井） 県の方から正式見解ということで御説明がございましたが、いかがでしょうか。

高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい、了解しました。

○議長（土井） それでは、議第4748号「桶川都市計画道路の変更について」原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、その他の案件といたしまして、「時代の潮流を見据えた埼玉の都市計画の基本方向に関する提言について」を議題に供します。

この件につきましては、昨年2月の第196回都市計画審議会におきまして知事から調査検討の依頼があったものです。これまで専門部会で調査検討を重ね、昨年10月の第198回都市計画審議会でも専門部会から中間報告がありました。本日は、専門部会から最終報告をいただき、その内容について委員の皆さんに御了承いただいて、最終的に都市計画審議会として提言を取りまとめたいと思います。

それでは、御検討いただいております専門部会の久保田部会長さんから御報告をお願いいたします。

○部会長（久保田） それでは、御報告いたします。

右肩に「その他案件資料」となっているクリップ止めの資料を御覧いただきたいと思います。クリップを外していただきますと、A3の概要版というカラーの横長のものと、それからA4の提言書という同じもの、2種類ございます。基本的にこの概要版で御説明しますが、その前に提言書の一番最後のページをまずお開きいただけますでしょうか。29ページでございますけれども、今会長から御紹介ありましたように、10月27日に中間報告をこの場でさせていただきまして、それ以降専門部会を重ねてまいりました。メンバーは、下に書いてあるとおりでございます、今日も何人かの方がこの席においでいただいております。後ほどまた必要があれば補足等をいただければと思っております。

それでは、概要版の方を見ていただきますと、途中まで前回御紹介しましたので、前半はさらっといけますけれども、第1章は埼玉らしさということで、まず今将来を見据えるに当たって、埼玉県が持っているよいところ、それから課題は何だろうかということを確認したのが第1章であります。

それから、第2章で時代の潮流を見据えたということなので、特に今2006年、2007年、そのあたりで何を特に考えなければいけないのかということ全国ベース、あるいはグローバルな点、それから埼玉といういろんな観点、いろんなフォーカスの大きさを検討してみて、課題を探ったというのが第2章であります。

第3章は、それならば将来、主に20年後ということターゲットに検討しましたけれども、20年後の将来の都市像というのはどんなものであるべきかということを検討いたしました。前回御紹介しましたように、具体的な県民の姿を思い浮かべてみて、20年後にどんな人がどんな暮らしをしているだろうかといったようなことを思考実験してみまして、結果的にちょうど真ん中にあります将来都市像ということで、「みどり輝く生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～」というキャッチフレーズをつくりまして、それに基づいて考えていこうということになりました。

その内容は、その下にあります三つであります。1番が「暮らしやすく、ふるさととして愛着もてる都市」ということで、基本的なポイント、便利さ、住まい方、安全、福祉、そういう都市としての基本的な性能をこの(1)に盛り込んでございます。(2)が「誰もがいきいきと働いている元気な都市」ということで、産業とかものづくりとか生きがいとか、そういうところで元気あふれる県でこの先もいくためにはどういうことが必要かということがここに書いてあります。一番右の(3)は、「地域の営みが未来につながる都市」ということで、未来もさることながら、特に過去ですね。我々が持っている歴史とか文化とか、それからずっと培われてきた緑とか、そういうものを大切に、それを未来につなげていこうと、こういうことが3番に書いてあります。

こういう将来都市像を見据えた上で、具体的に都市計画の基本目標をどういうものがあるだろうかということでもとめたのが左下の第4章であります。第4章は、基本目標を四つに分けて挙げてみました。1番が「駅から始まるまちづくり～都市の構造改革～」というものであります。駅からというふうに書いてあるのですが、これはある象徴でありまして、例えば都市計画を考えたとき、埼玉の特に県南は非常に鉄道が発達しているわけです。駅を中心とした町の発展がずっと来たわけですが、果たして都市計画がそういう構造に対応してきたかどうかという反省から、もう一度駅を中心とした市街地をつくってみようとか、そういうことを考えるということの一つの例として都市の構造改革をしていったらどうかということで、中心市街地の話、それからそれ以外にも、例えば医療、福祉の施設のあり方、災害に強い市街地の作り方、あるいは交通システム、そういったものについて、今までとは少し違った視点からまちづくりについて考えていくというのが1番であります。

2番が「プラス1のまちづくり～おしゃれに週末を楽しむ都市～」であります。先ほど申しました歴史とか緑とか文化とか、あるいは景観とか、先ほど話題になりましたけれども、そういう美しい県土を楽しむ、県民みんなが楽しめるような、そういうまちづくりをしていこうではないかというのが2番であります。

3番が、「産業応援まちづくり～チャンスを生み出す産業基盤づくり～」ということで、先ほどから話題の圏央道を初めとして広域の交通基盤ができていくと。例えばそういうものをきっかけとして、産業を20年後も引き続いて応援していくような、そういう都市基盤をつくっていくというのが3番であります。

4番が、「田園と生きるまちづくり～都市と田園との共生～」ということで、これは埼玉県非常に大きな特徴でありますけれども、市街地のすぐ近くに豊かな緑が残っていると。非常に豊かな田園地帯を持っていると。あるいは、県北、県西の方にも非常に豊かな緑があると。そういう田園集落とか、そういうものを20年後もしっかりと保って、県の基盤になるような、そういうような県土づくりをしていったらいいのではないかというのが4番であります。

こういう四つを基本目標としまして、最後の第5章、具体的にこれからの都市計画はどうあるべきかということで、課題としてまとめたのが第5章であります。主に三つの点でまとめました。1番が多様な主体、分野との連携、協働についてということで、都市計画がどうあるべきかという前に、都市計画について、あるいは都市づくりについてどうやって進めていくかということをして1番に挙げました。これは、住民とかNPOとか、あるいは企業とか、いろんな方との協働、連携によるまちづくり、都市計画の実現というのが大事だというのが1番であります。

2番は、さらに具体的に都市計画の運用システムということで、例えば客観的な指標をつくることとか、それを見直すシステムとか、プログラムの明確化とか、そういう都市計画の進め方についても少し考えを変えていこうというのが2番であります。

最後の3番として、都市計画そのものについて、県はどういう役割を担っていくのがよいのかということで、まさに広域行政としての役割を都市計画についてもより多面的に深めていっていただくということで、マスタープランの策定とか、県の骨格となるような都市施設整備であるとか、あるいは広域調整とか、そういうものについての県の役割をもっと明確に、もっと深く広くしていただきたいというのが最後の3番でございます。

そういうことで、第5章はまだまだ課題というような言い方でございますけれども、こういうものを基本として、さらに20年後、あるいはそれ以降の都市のあり方について県としても検討していただきたいということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（土井） ただいまの報告につきまして、御質問や御意見はございますか。

大山委員。

○大山委員 大変すばらしい御提言ということで私も理解しているのですけれども、先般の新聞、テレビ等でも公表になったと思うのですけれども、地球の環境変動に関する国際パネル、そういうことで、私どもの住む地球全体がもうパイとして限界値に近いという話が出ております。恐らく科学的な根拠もベースになっていますので、数値的には、プロの方々が計算した数値であると思いますし、海面の上昇、また気温の上昇等々、非常に危機的な状況であるということは御列席の皆さんも御理解が一致するところだと思います。そういう中で、この都市計画の中で、一部には記載してありますけれども、今この環境負荷が出てきているのは、経済活動のみならず、我々の生活、ライフスタイルすべてがかかわってきているという部分が非常に大きいと思っていますし、そういう中でこれからの20年後、30年後を想定していく形であれば、やはり環境の負荷という部分をどこかに取り入れて、それをベースに日常活動、また経済活動、そして都市活動と、そういった部分に取り組んでいく必要があるのではないかと思いますのですけれども、その辺で御考慮いただければありがたいなと思います。

○部会長（久保田） ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと思います。部会でもそのことが議論に再三なりました。それで、提言書でいいますと、今御指摘いただきましたけれども、6ページのところにその問題の重要性が指摘してございます。それで、具体的にはどういう形でこれを盛り込んだかといいますと、幾つかあります。一つは、キャッチフレーズの中にもありますように、緑ということを相当強く言っておりまして、田園集落とか農地とか緑地とか、そういうものを減らすのではなく、もっと増やす方向のまちづくりが必要ではないかというのが一つです。もう一つは、先ほど駅を中心としたまちづくりと申しましたけれども、まさにそうで、拡大してきた市街地、駅を中心に歩ける範囲の市街地の中にいろんな都市機能を集約していく。そうすると、エネルギーを節約するということにも繋がりますので、そういう方向、今の言葉で言うとコンパクトな街に市街地を変えていくということが我々のできる地球環境への配慮になるのではないかなと思っております。ありがとうございます。

○議長（土井） 神谷委員。

○神谷委員 大変いい提言をいただいて結構なのですけれども、埼玉県は20年後ないしはそれ以上と今委員長の方でおっしゃっていましたね。埼玉県のその時点でベースとなった人口構成、それともう一つ、ここにも産業云々ということが多々あるわけですが、これらに対していわゆる県民のGDP、この辺はどのぐらい想定した議論の中からまとめられたのか教えてください。

○部会長（久保田） 数値が今私の手元にはないので、正確にはお答えできないのですけれども、明らかに超高齢社会というのを前提とした議論をいたしました。埼玉県は、今は若く、全国的に平均から見るとかなり若い県ということなのですけれども、しばらくするとかなり加速度的に超高齢化社会に突っ込んでいきそうだというような前提で、20年後についてもそのことを前提にして議論したわけでありまして。ただ、それにもかかわらずというところも変ですけれども、そういう県であっても元気

さが保てるようなまちづくりをしていこうではないかと、そういう基本的なスタンスで議論いたしました。産業については、例えば圏央道ができることによって、むしろ相対的には首都圏の中でかなり優位な立場に立てるだろうというような前提で、それをさらに支援する社会基盤をつくっていくと。例えば圏央道の周辺の街路を整備するとか、そういったことを議論してまいりました。

○神谷委員 もう一つ、この中で大変グローバルなということで、どちらかというところ縮小というよりもまだ拡大のイメージが多々見えるところもあるのですけれども、現実として埼玉県は非常に東京と一体的な、非常に地の利という点ではありがたい状況にあるわけです。御承知のように、仮に20年後以上ですから、先般成人式を迎えた埼玉県の人口はついに8万人を割りましたね。20年後を考えたときに、今までの前20年と比べると想定もつかないところの数値というか、その基盤、ベースをどこに持っていったのかというのをまず一つ確認しておきたいのです。これは、私らも議会や今政治の現場に立っている立場でね。

それで、いわゆる少子高齢化、これはもうどなたでもわかっているのですけれども、少なくとも県の審議会で提言したものの、20年後の構想となると、グローバルの中にも一番大事な人口と、それから経済生産、いわゆるGDPを含めた、これらだけは基本的にある程度のおおよそというところを捉えながら、10代ずつでも結構ですけれども、後ほどでも結構ですから、今、委員長がおっしゃったように、ある程度示していただける、あるいはどこかに発表するときに示していただく。20年ですから、あるいは30年、今環境の問題も含めていっぱいいろいろとある中で、過去の拡大時代の中から推測した計画はほとんど合わない状況がどれにもありますよね。現実ですね。そういう中で、少なくとも私どももここに今審議委員としていて、これを了承しましたというのがどこか表に出たときに、神谷委員、あのときどういう数値がどうなっていたのと、こういうふうに言われたときに何も説明つかないので、この辺をひとつ。今日のことで、大変結構なことですから、その具体的な議論をしてきた基本的なベースになる数値だけはぜひ教えていただきたいのと、このことをお願いいたします。

○部会長（久保田） わかりました。それは、後ほど事務局と相談して、ぜひ御用意いたしたいと思っております。

○議長（土井） 手元の資料で説明できることがあったら。

○幹事（都市計画課長） 専門部会の事務局をやっておりましたので、ちょっと御報告をさせていただきます。

ただいま人口の将来見通しをどんなふうにご考えていたのかということでございますが、専門部会の委員さんには埼玉県のデータをお示ししてございます。その中で、ちなみに人口をお話しさせていただきますと、平成17年度現在、国勢調査がございまして、そのときの人口が709万5,000人ということでございました。今後若干の伸びはございますが、20年後の平成37年では707万5,000人という現在と同レベルという形になってございます。ピークは、私どもの集計では平成27年度で721万

6,000人ということでお示しさせていただいております。ちなみに、人口構成にもなりますが、若年層がどのくらいの割合になるかということをございまして、0歳から14歳で申し上げますと、平成17年度は人口の割合で14.2%でございましたが、20年後の平成37年では3%減って11.2%になるという見通しで御議論をいただきました。

○議長（土井） 数字の見通しとしては、そういうことを念頭に置いて進めたということでございます。委員がおっしゃっているように、人口とか経済規模とか、そういうもののフレームをこれまでのように決めて、それに基づいてこの計画ができ上がっているということであれば、それはそういうことではないのです。一つの見通しとして、そういうことを想定して計画を決めたということですから、従来のフレームとして、それに基づいているんな数字が連動しているいろいろ動くというような精緻な積み上げはまだこの段階ではしておりませんので、この都市計画以外にも県の長期計画とか、いろんなところで議論されていくべきものだと思いますので、今後詰めていかなければいけないということだと思います。よろしいでしょうか。

○神谷委員 そういうことで、大変結構なことなのですが、その裏打ちというか、それは是非よろしくをお願いします。

○議長（土井） 塩野委員。

○塩野委員 今の話ともかかわりますが、少子高齢化が進むということで、特にこれから高齢者が増えていく。国や県の介護予防等の成果が上がれば、元気な高齢者が増えていくということになるのだろうというふうに思うのです。その中で、この案の中でも、都市交通環境ですとか、医療、福祉施設の集積といったようなところにそれが現れているのかなというふうに思いますが、特に交通事故等を考えたときに、やはり高齢者の方が犠牲になることが多い等々を含めて考えると、高齢者だけではなくて子供たちも含めて、ある意味では弱い立場にあるというか、そういう方々に配慮した都市計画というものが求められるのだろうと思います。ここに至るまでの御議論の中で、都市交通ですとか、あるいは医療、福祉といったような観点ではない部分での議論があったならば教えていただければと思います。特に高齢者に優しいというような観点で。

○部会長（久保田） 基本的に子供たち、それから高齢者の方たち、弱い立場の方々をどう守るかという安全ということは、どうしても議論せざるを得ないというか、どうしても議論すべきことだったと思いますので、例えば子供たちを育てる御両親をどうやってサポートするか、子供を預ける施設がまちなかにあったらいいのではないかとか、そういう観点の議論はいたしました。高齢者についても、身近に働く場所があれば、ある程度の年齢の方でも引き続き元気に働き続けていただけるのではないかとかといったような議論をいたしました。福祉関係、その辺については、今大久保先生もいらっしゃるので、ちょっと補足をいただきたいと思います。

○大久保委員 十分に専門部会の御意見等を集約できるか自信ありませんけれども、補足させていただきたいと思います。今のお話で、高齢者が増えていきまして、やはり皆さんの関心はどのように

介護、医療を確保していくかということにあるわけだと思います。それに加えて、例えば今回の試みだったと言われている提言書の9ページ以降の事例のところなのですけれども、この中で少しいろいろなパターンを試みたのではないかと思っているのですけれども、要するにいわゆる元気な方々が増えるということで、特に埼玉の場合は来年度以降の団塊の世代の問題をたくさん持っているわけで、その方々について、守られるという姿だけではなく、自由に参加していくとか、それから参加しやすいようなまちづくりとか、それから介護予防の視点からいくと、できるだけ自分の身近なところにさまざまな資源が集約されているような住まい方とか、そういったようなところが途中で出たということと、それからもう一つは、まちづくりそのものに参加するというようなNPOの部分とか、そういったところでの参加にある程度集約的に高齢者の方のエネルギーを使わせていただくというか、参加していただくというような議論は出たと思います。都市に多様なチャンスがあるというような姿の中に高齢者の力が生かされるというふうな視点での御発言は、私に限らず出ていたというふうに記憶をしております、そのような議論であったというふうに理解しております。そのようなお答えでいいかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（土井） ほかに御質問や御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ただいまいろいろ御検討いただきまして、一つは地球環境問題が相当逼迫しているということ、それとそれを今後のまちづくりにどうするかという問題、あるいは将来の人口の見通しや経済の規模は従来どおりにはいかない、そういう段階でどういうふうに数字を組み立てていくかという問題、3番目は高齢者がどういうふうに生き生きとして埼玉の中で過ごしていけるか、そういうまちづくりの問題というようにいろんな御意見をいただきましたが、私の判断としては、特にこの提言書の中身を修正するというのではなくて、今後の課題、今後の都市計画の審議というか、進め方の中で今の3点は十分頭に置いて進めていきたいと思っておりますし、事務局の方もしっかり議事録に記録して進めていって、都市計画の一つの基本にしていただきたいと思います。ということで、今日、部会長の方から説明いただいた提言書を今日の都市計画審議会の決定といいますか、都市計画審議会でまとめたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、一応今日の書類は2月6日都市計画審議会提言書と既になっておりますが、本当はこれは今日はまだ案だったのだけれども、都市計画審議会の提言書という形で今決定していただきましたので、これを知事さんに御報告、御提言申し上げるというふうに進めたいと思います。どうもいろいろ熱心な議論ありがとうございました。

最後に、長期未整備都市計画道路の見直し作業について御報告がございます。幹事から願います。

○幹事（都市計画課長） お疲れのところ申しわけございません。報告させていただきます。

お手元に「説明資料」ということでお配りしてございますが、御覧いただきたいと思います。長期未整備都市計画道路の見直しについて御報告させていただきます。現在決定されております都市計画道路の中には、社会状況などを勘案いたしますと、その必要性に変化が生じている路線もございまして、県ではこれまで見直し作業を行ってきております。平成16年度に長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインを作成いたしまして、市町村や関係機関と連携しながら県内一斉に見直しを進めているところでございます。この度、平成18年度の作業内容につきましておおむね取りまとめりましたので、御報告させていただきます。

お手元の「説明資料」の長期未整備都市計画道路の見直し作業についてを御覧いただきたいと思っております。まず、資料の左側のガイドラインに基づく見直し手順の欄を御覧ください。見直し作業につきましては、その過程を大きく三つに分けて進めております。平成17年度は、第2段階までの作業を行いまして、黄色で表示されております見直し候補路線を選定いたしましたところでございます。平成18年度は、第3段階といたしまして、見直し候補路線を対象に将来道路網による需要予測など定量的な検討を行いまして、赤色で表示しております見直し路線を選定しております。平成19年度以降につきましては、地元住民の皆様との合意形成や関係機関協議などを進めまして、順次都市計画の手続を進める予定となっております。

次に、右側の見直し作業状況の欄を御覧ください。平成18年度のところでございますが、第2段階で選定いたしました黄色で表示されております見直し候補路線を対象に定量的な検討をいたしました結果、赤色で表示されております見直し路線といたしまして58路線85区間、55kmを選定いたしました。これは、都市計画決定後20年以上経過し、未整備区間がございます路線、一番上に再検証路線と表示されておりますものに対しまして、路線数で約15%となっております。見直しの内容といたしましては、廃止する路線が44路線61区間、42km、ルートを変更する路線が7路線11区間、約6km、幅員を変更する路線が7路線13区間、約7kmとなっております。

次に、今後のスケジュールについて御説明申し上げます。資料の左側を御覧いただきたいと存じます。今後最終調整を行った後に赤色で表示されております見直し路線を確定し、平成19年3月に第3段階までの作業結果を公表する予定としております。平成19年度以降、見直し路線となりました路線につきましては、住民の皆様のご理解をいただきながら都市計画の変更手続を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

以上で長期未整備都市計画道路の見直しにつきまして御報告を終わらせていただきます。

○議長（土井） ただいまの御報告について何か御質問はございますか。

神谷委員。

○神谷委員 大いに結構なことで、既に時遅しぐらいに長期未整備の都市計画道路についてはやっとその緒についたという感じでありまして、国の方から機関委任事務というのが廃止されて、年数もそこそこなってきましたし、ますます県の責任は大変な重荷を持っているわけでありまして、

各市町村での区画路線、大至急、県の毅然とした方針というか、今まで整備してきた、廃止を含めて、こういった手続のことをしっかりと各市町村の方にも説明と同時に御理解いただけるようにして、これから冒頭申し上げたように時遅しぐらいに感じるということが多々ありますので、大至急その対応というか、結論に方向づけていただきたいというふうに思います。たまたま非常に経済を含めて安定しているすべての転換期に来ているところですから、タイミングとしてはそれぞれ寛大に理解をいただけると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ないようですので、この報告は承ったということにしたいと思います。

これで本日の案件はすべて終わりました、非常に円滑な審議に御協力いただいて、ありがとうございました。

最後に、一つさっき言い忘れたのだけれども、去年の2月に専門部会を立ち上げて、熱心に御討議いただいて、きょう審議会に御報告いただいた専門部会の久保田部会長を初め、皆様方に厚くお礼を申し上げたいと思います。私も委員なものだから、言いにくいのですけれども。

それでは最後に、事務局から何かございますか。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市整備部長の田中でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、ひとことご挨拶をさせていただきます。

土井会長を初め審議会委員の皆様方におかれましては、毎回熱心な御審議をいただき厚くお礼を申し上げます。本審議会も昭和44年に第1回目を開催して以来、本日節目となります第200回を終えまして、これまでに4,700件を超える議案を調査審議いただききたわけでございます。お陰をもちまして、県内各地域における都市計画は順調に進捗しており、感謝を申し上げます。

また、本審議会におきまして、時代の潮流を見据えた埼玉の都市計画の基本方向の提言をまとめていただきました。今後この提言書をもとに県全体の将来のまちづくりの方向性を示します都市計画のビジョンを策定いたしまして、よりよいまちづくりを目指し、都市計画に反映させてまいりたいと考えております。

県といたしましては、時代の要請に応じた新たな都市計画行政を適切に推進する所存でございますので、都市計画審議会の委員の皆様には、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 熱心な御審議ありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

午後3時25分 閉会